

社会福祉法人優和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程(新)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人優和会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及びであって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、定款第八条及び第二十一条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては、報酬等を支給しないものとする。

- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬別表1に定める額とする。
- (2) 賞与別表2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員に対する報酬は、無報酬とする。
- 3 評議員に対する報酬は無報酬とする。

(支給の方法)

第5条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費交通費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、法定通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月3日（評議員会議決の日）から施行し、平成29年4月1日から適用する附 則

この規程は令和元年12月21日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年3月1日より適用し、施行する。

別表 1（常勤理事の報酬）

日額(7 時間)：40,000 円/半日額(3.5 時間)：20,000 円

別表 2（常勤の理事の賞与）

7 月の賞与：0 月分/12 月の賞与：0 月分

別表 3（非常勤役員の報酬）

(1) 理事

理事会等会議への出席：無報酬

法人・施設業務のための出勤日額(7 時間)：40,000 円/半日額(3.5 時間)：20,000 円

(2) 監事

監事監査等への出席：無報酬

理事会、評議員会等会議への出席：無報酬

上記の他、法人・施設業務のための出勤：無報酬

(3) 評議員

評議員会等会議への出席：無報酬

法人・施設業務のための出勤：無報酬

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は令和 7 年 3 月 1 日より施行する。